

A

第一 設問 1

Cに原告適格が認められるか。Cは本件処分の名宛人ではないため「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法 9 条 1 項)にあたるとして以下のように主張すると考えられる。

条文OK

1 そもそも、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に損害されるおそれのある者をいう。そして、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たる。そして、処分の名宛人以外の者についてのその判断は行訴法 9 条 2 項に従って行う。

原告適格の定義OK

判断基準OK

9 条 2 項の指摘GOOD

(1) 本件においてCは被侵害利益として、丙川の増水時に本件施設の影響により濁流が市街地に流入することによって侵害される生命・身体を主張すると考えられる。

1 条で指摘すべきは洪水等による災害の発生の防止だと思います。

そして、本件処分は法 2 4 条に基づきなされているが、同法の根拠規定である法 1 条は「公共の安全」を法の目的としていることから、本件処分の根拠規定が被侵害利益を少なくとも一般的公益として保護する趣旨であるといえる。

公共の安全に生命・身体が必然的に含まれるのでしょうか。一定の説明を加える必要があると思います。

(2) そして、違法な処分により本件土地の周辺住民は生命・身体といった重大な利益侵害が直接的に生じる可能性があり、これは本件土地との距離が近接していればしているほど侵害が増大する性質

どのような被害により利益侵害が生じる可能性があるのかを書きましよう

1 のものであるから、処分の根拠規定が被侵害利益をそれが帰属する
2 個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解する。

3 (3) 本件において、C居住する家屋は本件土地から約30メート
4 ルしか離れていない。そして、増水時には本件施設が丙川の流水に
5 影響を及ぼし、また濁流や集積した塵芥により押し流された本件施
6 設が、護岸、堤防や河岸への激突を繰り返し、本件施設を固定する
7 杭や棧橋を損壊させることにより、濁流が市街地に流入することで
8 、Cの生命・身体に対して直接的な被害が及ぶことが考えられる。

9 2 したがって、Cには「法律上の利益を有する者」として原告適 あてはめがバッチリです！
10 格が認められる。

11 第二 設問2

条文の指摘OK

12 本件処分には裁量権の逸脱・濫用（行訴法30条）が認められると
13 して違法にならないか。

14 1 まず、本件処分に裁量権が認められるか。24条に具体的な要件規定がないことを指摘できている

15 (1) 裁量の存否は法律の文言と処分の性質から判断する。

16 (2) 本件処分の根拠規定たる法24条の委任を受けた河川法施工
17 規則12条は、許可申請書の様式、添付書類を定めるにとどまり、
18 法令上、許可の基準に関する規定が設けられていない。これは、災
19 害の発生防止や流水の正常な機能の維持等により公共の安全を保
20 持する観点、専門技術的な判断を必要とし、それ以外の公共の福
21 祉を増進する観点は、政策的な判断を必要とすることから、それぞ
22 れについて許可権者である河川管理者の合理的な裁量に委ねる趣旨
23 であると解すべきである。したがって、本件処分に効果裁量が認め

専門技術的判断を要する点を指摘できている

られる。

2 では、裁量権の逸脱・濫用が認められるか。

判断枠組みが示されておりGOOD

(1) 裁量処分の判断過程が合理性を欠く結果、当該処分が社会観
念上著しく妥当を欠く場合には当該裁量処分には裁量権の逸脱・濫
用があるとして取消事由が認められると解する。判断過程の合理性
は、他事考慮、考慮不尽及び考慮事項に対する評価の明白性欠如の
有無により判断される。

占用許可基準に反する処分をしている点を検討できておりGOOD
裁量基準に反する処分が違法かという観点から検討できていればよりよい

(2) 本件許可の準則たる「河川敷地占有許可準則」は8条1項に
おいて工作物の設置を伴う河川敷地の占有は治水上の支障を生じな
いものでなければならないとし、同2項において治水上の支障に係
る技術的判断基準として、各号を列挙している。もっとも、本件施
設の設置による土地の占有により、丙川の流水への影響(1号)や
護岸・堤防・河岸の損壊(5号)を招来する可能性があるのかにか
わらず、このような可能性を検討・考慮していないという点で考慮
不尽が認められる。また、本件施設は建築基準法上の「建築物」(
同2条1号)にあたり、法12条2項5号が要求する図書をかいて
いるおそれがあるのかにかかわらず、このような可能性を検討・考慮
していないという点でも考慮不尽が認められる。建築物の建築に関
しては確認済み証を受けなければならず罰則があることから、これ
を考慮すべき必要性は高い。

建築物該当性の理由付けも書きましよう

以上のように判断過程の合理性を欠き、かかる合理性を欠く判断過
程を経てなされた処分も社会観念上著しく妥当を欠くとして、裁量
権の逸脱・濫用が認められる。

竹内